

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御所市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	御所市個人番号の利用に関する条例(平成27年御所市条例第31号。以下「番号条例」という。)別表第一 第2の項 御所市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年御所市条例第4号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 御所市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年御所市規則第25号)第2条第2項及び第3条第2項
③システムの名称	ひとり親医療システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 番号条例第4条第1項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9項 番号条例4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人でのチェックにより、人為的ミスが発生しないよう作業を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	施錠等による書類の保管を徹底している。また、特定個人情報の課外持ち出しを行わない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	公表日	2015/12/28	2016/9/16	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年3月16日時点	1,000人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第8号 番号条例4条第2項	番号法第19条第9号 番号条例4条第2項	事後	法改正による
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民安全部 保険課	健康福祉部保険課	事後	見直しによる
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満 令和元年6月27日時点	1,000人未満 令和3年9月22日時点	事後	見直しによる
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和元年6月27日時点	500人未満 令和3年9月22日時点	事後	見直しによる
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	ひとり親医療システム	ひとり親医療システム、統合死名システム、中間サーバー	事後	見直しによる
令和4年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	見直しによる
令和4年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条 第8項	番号法第19条第9項別表第二項番57	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項、第9条第1項別表第一項番37、100 番号条例第4条第1項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条、第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 番号条例第4条第1項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9項別表第二項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 番号条例4条第2項 【情報提供】 番号法第19条第9項別表第二項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 番号条例4条第2項	【情報照会】 番号法第19条第9項 番号条例4条第2項	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保険課	市民協働部保険課	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・利用・利用停止請求	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満 令和3年9月22日時点	1,000人未満 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年9月22日時点	500人未満 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式に伴う追加
令和8年3月19日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	見直しによる
令和8年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加	事後	新様式に伴う追加